平成２６年（フ）第１３１号
相模原市中央区陽光台３丁目15番12号　ドミール陽光台102
債務者　早坂　　久
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（フ）第１３５号
相模原市中央区星が丘４丁目２番55号　ペディメントⅠ・３Ｃ
債務者　円藤　文香（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（フ）第５５号
山口県宇部市大字妻崎開作1113番地１ロイヤルパレス彩佳Ａ棟102号
債務者　岡庭　広志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２６年（フ）第２５号
青森県上北郡おいらせ町木ノ下東3759番地27
債務者　今　　秀和
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２６年（フ）第１３３号
相模原市南区東林間２丁目１番２―406号
債務者　小見　　孝
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（フ）第１３６号
相模原市緑区大島2421番地　シティハイムエル・ソーレ203
債務者　石川　ちよ
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（フ）第４７５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘28棟508号
債務者　葛谷　将弘
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第７５２号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地13　宮津団地５棟403号、従前の住所愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―1204号室
債務者　星　　孝二
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第７５３号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地13　宮津団地５棟403号、従前の住所愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―1204号室
債務者　星　　正代
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第２２４号
大阪府河内長野市汐の宮町11番17―105号
債務者　石原　雅也
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第３５４号
堺市西区津久野町１丁８番13号　ム―１番館208号
債務者　吉本こず江
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第３６３号
大阪府富田林市寺池台５丁目22番４号
債務者　西尾　力哉
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第１３１号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ⅰ―14号
債務者　竹下　幸男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１３２号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ⅰ―14号
債務者　髙橋　弘子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第８５号
静岡県袋井市浅羽32番地の６
債務者　酒井　隆好
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２６年（フ）第６４５号
横浜市旭区白根５丁目11番６号（住民票上の住所）
債務者　沼田　康子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２９７号
東京都多摩市落合６丁目15番地の20富士見ハイツ102
債務者　萩生田喜美子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部